

# 第13回選挙管理委員会 会次第

令和3年12月1日(水)  
午後4時～

## 1. 付議事項について

- (1) 公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の定時登録及び同法施行令第22条第1項の規定による選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

公職選挙法第19条の規定により、12月1日における選挙人名簿の定時登録を行うとともに、同法施行令第22条第1項の規定により、選挙人の数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

|           | (名簿登録者数) | (男)      | (女)      |
|-----------|----------|----------|----------|
| 令和3年12月1日 | 498,367人 | 227,315人 | 271,052人 |
| 令和3年9月1日  | 498,248人 | 227,204人 | 271,044人 |
| 増 減       | 119人     | 111人     | 8人       |

- (2) 住民の直接請求に連署を要する数の告示について

### 地方自治法

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| 第74条第1項 (条例の制定, 改廃の請求) | } 50分の1の数                                     | <u>9,968人</u>   |
| 第75条第1項 (事務監査の請求)      |   | $498,367 \times 1/50 = 9,967.34$<br>$\doteq 9,968$    |
| 第76条第1項 (議会の解散の請求)     | } 40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | <u>149,729人</u>                                       |
| 第80条第1項 (議員の解職の請求)     |   |   |
| 第81条第1項 (長の解職の請求)      |   | $(498,367 - 400,000) \times 1/6 + 400,000 \times 1/3$ |
| 第86条第1項 (主要公務員の解職の請求)  |   | $\doteq 16,395 + 133,334$<br>$= 149,729$              |

### 市町村の合併の特例等に関する法律

|                                  |           |   |
|----------------------------------|-----------|---|
| 第4条第1項 (合併協議会設置の請求)              | } 50分の1の数 | <u>9,968人</u>                                       |
| 第5条第1項 (合併協議会設置の請求)              |           |   |
| 第4条第11項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求) | } 6分の1の数  | <u>83,062人</u>                                      |
| 第5条第15項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求) |           | $498,367 \times 1/6 = 83,061.16$<br>$\doteq 83,062$ |

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

|                     |   |                 |
|---------------------|---|-----------------|
| 第8条第1項 (教育長等の解職の請求) | 40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | <u>149,729人</u> |
|---------------------|---|-----------------|

(3) 公職選挙法第28条第2号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

本市を転出後、4箇月を経過した者の抹消です。

|        |                           |        |                |
|--------|---------------------------|--------|----------------|
| 抹消対象者  | 令和3年7月1日から令和3年7月31日までの表示者 |        |                |
| 抹消対象期間 | 令和3年11月2日から令和3年12月1日まで    |        |                |
| 抹消対象者数 | 男 431人                    | 女 380人 | 合計 <u>811人</u> |

(4) 公職選挙法第30条の6の規定による在外選挙人名簿への登録及び同法第30条の11の規定による在外選挙人名簿から抹消した者について

公職選挙法第30条の5第1項の規定による申請に基づき、有資格者1人（オーストラリア）を登録します。

また、同法第30条の11の規定により、国内の市町村（南さつま市1人、鹿児島市2人）において新しく住民票が作成されてから4箇月を経過した者3人を抹消します。

|               |            |
|---------------|------------|
| 前回までの登録者      | 256人       |
| 今回の新規登録者      | 1人         |
| <u>今回の抹消者</u> | <u>△3人</u> |
| 登録者総数         | 254人       |

(5) 公職選挙法施行令第23条の16第1項において準用する同法施行令第22条第1項の規定による在外選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

12月1日現在の在外選挙人名簿登録者数を県選挙管理委員会へ報告するものです。なお、報告は、県規程に基づき、衆議院議員小選挙区選挙における選挙区ごとに行います。

|     | (男) | (女)  | (計)             |
|-----|-----|------|-----------------|
| 第1区 | 73人 | 136人 | 209人            |
| 第2区 | 12人 | 33人  | <u>45人</u>      |
| 合計  | 85人 | 169人 | 254人 (9月比 ▲10人) |

(6) 鹿児島市選挙管理委員会規則の一部改正について

市長事務部局における個人情報漏えい公表基準（要領）の施行に伴い、選挙管理委員会においても同基準の例により取り扱うことができるよう関係条文の整備をするものです。

(7) その他

① 衆議院議員総選挙における投票用紙の開示請求について

このことについて、11月10日付けで請求者に対し不開示決定通知書を送付しました。

根拠規定 鹿児島市情報公開条例第7条第1号に該当

「法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関若しくは鹿児島県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」

当該規定を適用する理由 不開示とした情報は、公職選挙法第71条及び同法施行令第76条の規定により封印した上で保存しており、裁判等により職権で請求があったとき以外は閲覧を許可すべきでないとして解されているため。

| 2. 今後の委員会等の日程 |     |   |       |              |     |         |
|---------------|-----|---|-------|--------------|-----|---------|
| 月日            |     | 曜 | 時刻    | 摘要           | 出席者 | 場所      |
| 1月            | 12日 | 水 | 16:00 | 委員会          | 全員  | 選管委員会室  |
| 2月            | 2日  | 水 | 16:00 | 委員会          | 全員  | 選管委員会室  |
|               | 5日  | 土 | 13:30 | 選挙を考える市民のつどい | 全員  | 市民福祉プラザ |
| 3月            | 1日  | 火 | 16:00 | 委員会(定時登録)    | 全員  | 選管委員会室  |
|               | 未定  |   |       | 県選管連合会役員会    | 委員長 | 県庁      |